

## 1. いじめ防止に向けた学校の考え方

### 1-1. いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童等と他の児童が行う心理的又は暴力などの物理的な影響を与える行為(冷やかしやからかいなどの言葉で行うものやインターネットを通じて行われるものを含む)であり、行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているもの」と捉える。

### 1-2. 学校いじめ防止基本方針の目的

- 学校全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない豊かな生活の実現を目指す。
- いじめの早期発見と早期解決のために、情報収集に取り組み、全職員で取り組む。
- いじめについて、職員間で共通理解を図り、だれもが同じ姿勢で取り組む。

## 2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### 2-1. 委員会の構成

- 学校長
- 副校長
- 児童支援専任
- 養護教諭
- 人権部会メンバー(各学年の代表で構成)  
…必要に応じて心理や福祉等の専門家、関係諸機関の参加を求める

### 2-2. 委員会の運営・役割

- いじめの事案に対して、いじめ防止対策委員会が中心となり、組織的に取り組む。
- いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担等の中心となる。
- 重篤な事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中心となって調査を行う。

## 2-3. 委員会の活動内容

### ➤ 未然防止

- ・ いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努める。
- ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在および活動を、児童および保護者に周知する。

### ➤ 早期発見・事案対処

- ・ いじめの相談、通報の窓口を設置する。
- ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報を収集・記録し、共有する。
- ・ いじめ(“疑い”を含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係を把握し、いじめであるか否かを判断する。
- ・ いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

### ➤ 取り組みの検証

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画を作成・実行・検証・修正する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかについての点検と、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う(PDCAサイクルの実行を含む)。

## 3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### 3-1. いじめの未然防止

- 「六浦小のきまり」を児童、保護者、教職員が共通して意識し、規律やルールを守る子どもを育成する。ユニバーサルデザインの考え方をもとに、分かる授業や楽しい授業を工夫する。
- ペア学年活動などの異学年交流を通して、自己有用感の醸成を図る。
- 「あいさつ」を具体目標に設定し、学校が一丸となって取り組む。
- 金沢人権ブロック校として「小中9年間で取り組む人権意識と規範意識の育成」について研修を重ね、人権意識を高める。人権教育の視点を生かした授業等、様々な場面を通して、いじめを否定する学級風土をつくっていく。

- 学級目標を大切にし、居場所と絆のある学級づくりを進めていく。
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を学級づくりに生かせるよう、アセスメントを年間2回行う。担任だけでなく、同学年教諭、専科教諭、児童支援専任教諭、養護教諭等で、話し合い、学級の実態、児童個人の様子を多面的に把握し、学級づくりに生かしていく。
- 高学年の教科分担制をとることでより多くの目で児童の支援を行う。
- 学校生活のさまざまな場面で、児童の活躍できる場をつくっていく。運動会、宿泊体験学習等で、一人ひとりが自信をもって活動できることを大切にする。
- いじめ等今日的課題について、「横浜子ども会議」を受けて、児童が主体的に取り組む具体的な活動を児童会活動や委員会活動の中に取り入れていく。

### 3-2. いじめの早期発見・早期対応

- 児童の声を聞く手立てとして、年2回の学期のふりかえりと記名式Y-Pアセスメントシートを実施する。アンケートの回答で困り感が見えたときには、担任が必ず話を聞くようにする。
- 横浜全市一斉のアンケート(いじめ解決一斉キャンペーン)を実施し、そこから得た情報を共有する。
- いじめが起きる前に、子どもの心の変化を見逃さないよう努め、学年等で情報を共有し、チームで適切な支援を考え、実施していく。
- 学校カウンセラーと連携を図り、教育相談体制を充実させる。
- 児童のさまざまな困り感に早く気づけるよう、教職員がお互いに連携していく。学年を中心に専科、養護教諭、児童支援専任ほか、情報交換をしながら児童の小さな変化にも気づけるよう、児童理解に努める。

### 3-3. 適切な対応・措置

- いじめと考えられる行為が発見された場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開き、事案の確認をし、組織的として対応・指導にあたる。
- いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報する。
- 関係諸機関(金沢警察署、南部児童相談所、子ども家庭支援センター、教育委員会)との連携を強化し、速やかな報告、連絡、相談に取り組む。
- 保護者との連携をもとに、担任を窓口として情報収集を図る。

- 各担任との情報共有を図り、学校生活等の実態や個別支援の必要性などを共通理解しながら、全職員が同じスタンスで取り組む。

### 3-4. 教職員等への研修

- 児童理解職員研修を推進する。
- いじめ防止、対応に向けた校内職員研修の充実を図る。
- 人権金沢ブロック校としての取組の中で、人権教育についての研修を深め、児童一人ひとりの人権を守ることの大切さやその取り組み方や指導方法等を全職員で共通理解する。

### 3-5. 小中一貫の学校連携

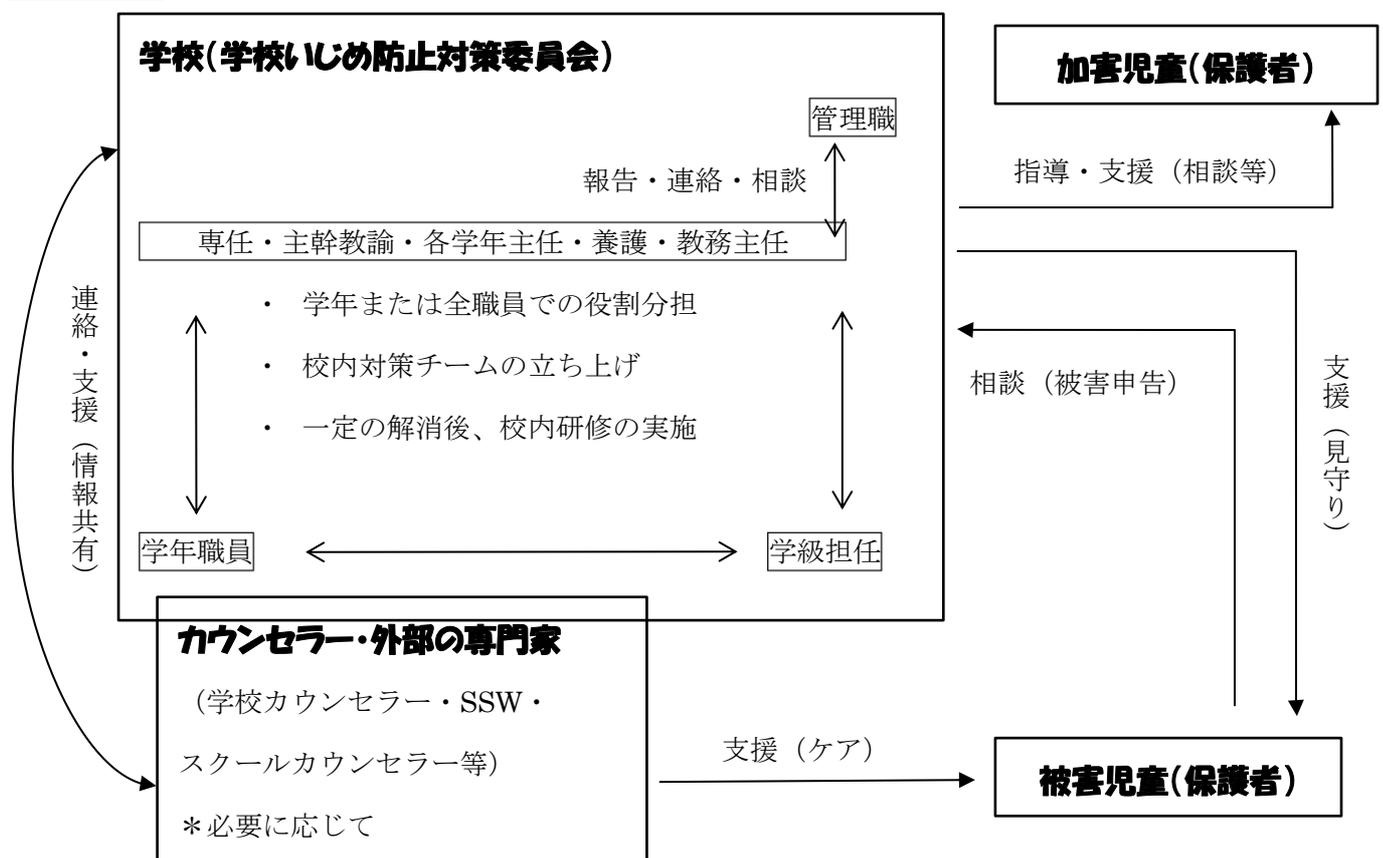
- 繰り返されるいじめや重篤な事案などを中心に、3校が情報を共有しながら、小中一貫の学校連携を図る。とくに、中学校の生活指導と連携し、規律やルールに関する内容をできるだけ共通にし、同じ姿勢で取り組めるようにする。

### 3-6. 取り組みの年間計画(学校いじめ防止対策委員会 月1回・随時 いじめの認知・支援方針の決定)

月	取り組み内容	
4月	年間計画と重点指導内容の確認・引き継ぎ いじめの定義・いじめ防止基本方針の確認 六浦小のきまり確認	学年懇談会、学校説明会、学年集会等で基本方針説明
5月	「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 (記名式アンケート・教育相談) Y-Pアセスメント実施①	地域訪問、個人面談
6月	Y-Pアセスメント支援検討会	学・家・地連で情報共有 学校運営協議会①
7月	人権研修 夏休み前のふりかえり 5年生 いじめ防止教室	個人面談 地区懇談会で情報共有
8月	横浜子ども会議 職員いじめ防止研修・危機管理演習	地域の祭り巡回・情報共有
9月	集会で横浜子ども会議報告	

10月	Y-Pアセスメント実施② 非行被害防止サミット	学校運営協議会②
11月	いじめアンケート実施 Y-Pアセスメント支援検討会	懇話会
12月	人権週間・いじめ防止月間の取り組み かがやく六浦っ子アンケート実施	個人面談 学校運営協議会③
1月	非行防止教室 3・5年	
2月	年度末ふりかえり	学校教育報告会で成果と課題報告、入学説明会で発信 学校運営協議会④
3月	新年度への引き継ぎ 基本方針の点検・見直し	中学校との引き継ぎ
年間を通して	あいさつ運動 いじめ防止対策委員会(月1回・随時)	

### 3-7. 対応図



## 4. 重篤な事態への対処

### 4-1. 重篤な事態の定義

- いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

### 4-2. 重篤な事態の報告

- 重篤な事態と思われる事案が発生した場合は、学校長が速やかに教育委員会や警察署、児童相談所に報告する。
- 副校長は、事案発生の関係者に細かく状況を聞き取り、児童支援専任と共に報告書を作成する。

### 4-3. 重篤な事態の調査

- 「いじめ防止対策委員会」を中心として、直ちに対処するとともに、再発防止も視野においた「細やかな調査」を実施する。ただし、被害児童の人権などを配慮しながら調査し、調査結果は、報告書で教育委員会へ報告する。

### 4-4. 児童と保護者への報告

- いじめを行った児童や受けた児童、その保護者に対して、調査や聞き取り等によって明らかになった事実関係を報告する。その際、人権を配慮しながら、対応する。
- 当該児童の保護者に対しては、学校長、副校長、児童支援専任、養護教諭、当該児童担任が同席し、説明と報告を行う。

## 5. 再発防止のための手立て

- 特定の児童に対するいじめが発覚した後、それが継続しないように、当該児童のみならず、学年や学級内での細やかな指導に取り組む。さらに、当該児童に対して、担任や養護教諭、児童支援専任等のケアを厚く、日々、声をかけて改善の情報を把握するとともに、保護者との定期的な連絡を行う。
- 同じ内容のいじめ事案が発覚した後、職員会議等で細かく情報を共有し、人権を配慮しながら、各学級で繰り返されることのないように指導を強化する。

## 6. いじめ防止対策の点検・見直し

- 学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年一回点検を行い、必要に応じて組織や取り組み等の見直しを行う(PDCA サイクル)。必要がある場合は横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。